

志布志市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

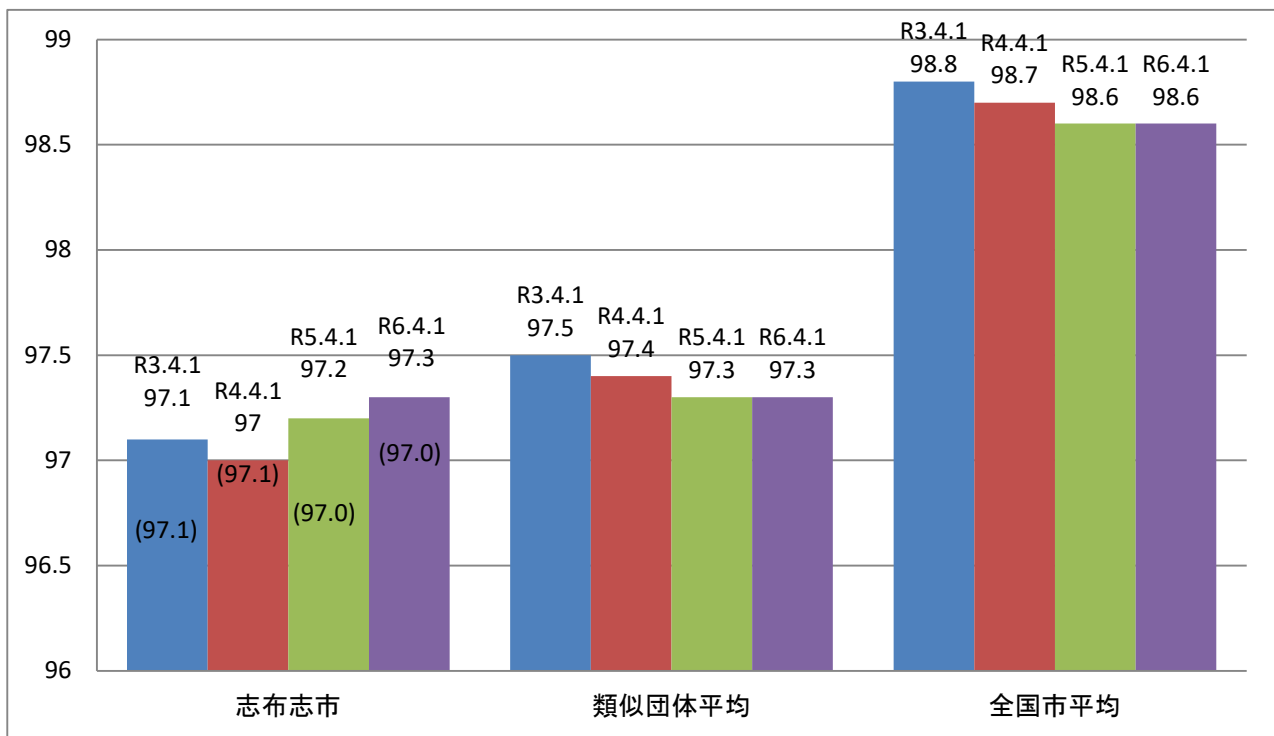
区分	住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
5年度	29,193	34,065,874	777,869	2,822,358	8.3%	9.0

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5年度	284	1,001,213	122,122	413,821	1,537,156	5,413	5,916

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率))により算出

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
31年度	— 円	— 円	— 円	— %	— 円	2.76 %

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額です。

② 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の支給 割合 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
31年度	— 月	— 月	— 月	— %	— 円	4.60 月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

〔**実施** 未実施〕

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%の引下げ。激変緩和のため、3年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

地域手当の支給対象地域無し

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
志布志市	42.6 歳	319,900 円	363,500 円	326,400 円
鹿児島県	43.3 歳	313,600 円	392,834 円	344,584 円
国	42.1 歳	323,823 円	405,378 円	—
類似団体	42.6 歳	318,300 円	374,345 円	343,522 円

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分		志布志市	鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	196,700 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	167,100 円	166,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	279,100 円	362,400 円	380,200 円	390,800 円
	高校卒	234,000 円	317,500 円	369,700 円	379,400 円

※経験年数については、当該年数の対象者が少ない又はいないため、近似の年数を合算して算出又は空欄としています。

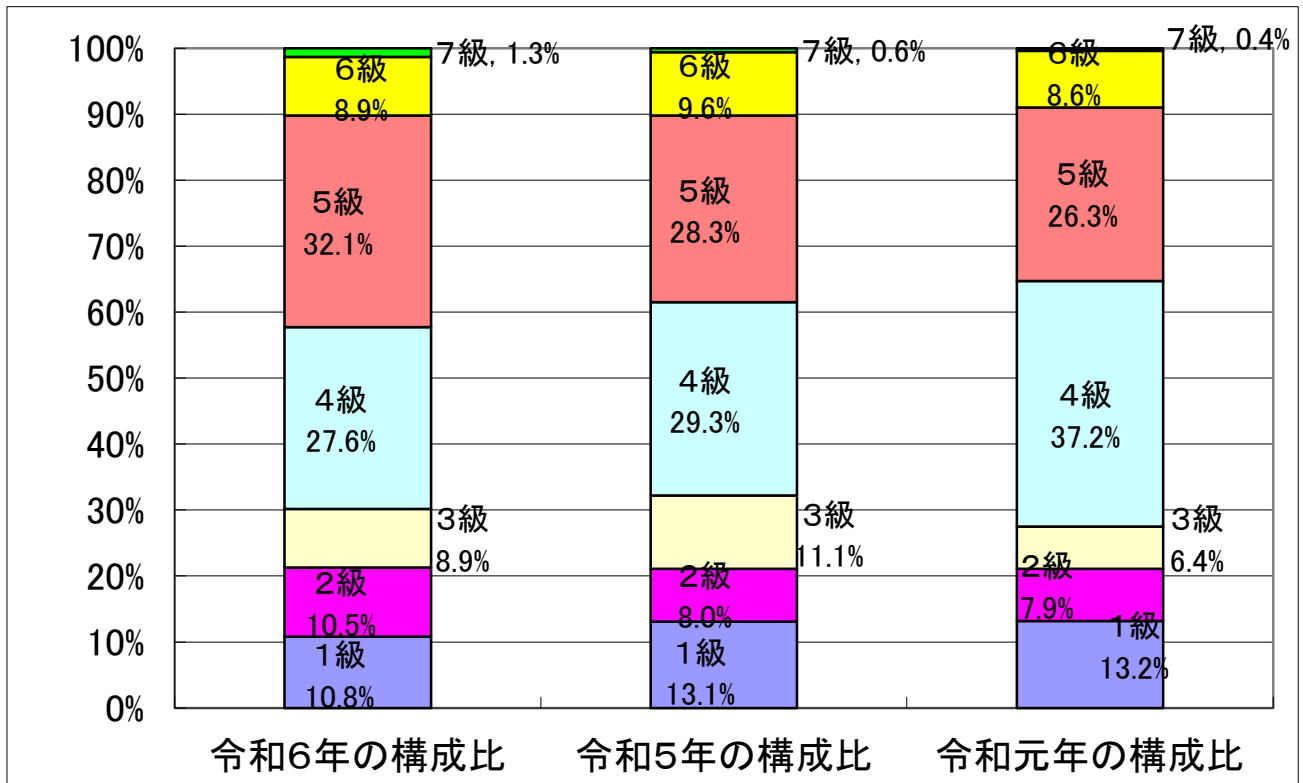
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和6年4月1日現在)

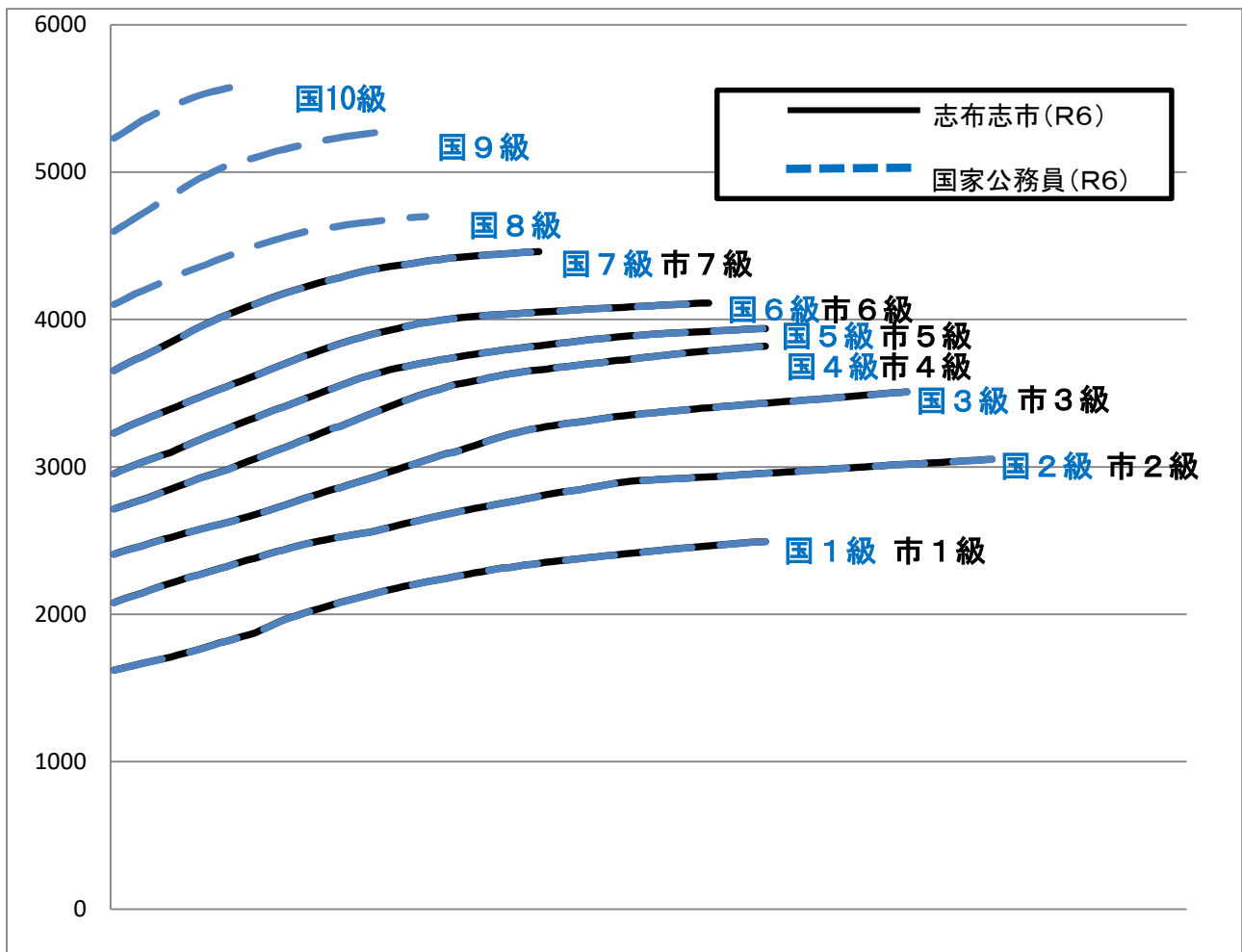
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事・技師・主事補・技師補	34 人	10.8 %	162,100 円	249,400 円
2 級	主事・技師	33 人	10.5 %	208,000 円	305,200 円
3 級	主査・技術主査	28 人	8.9 %	240,900 円	351,000 円
4 級	係長・主任主査・技術主任主査	87 人	27.6 %	271,600 円	382,000 円
5 級	課長補佐・主幹	101 人	32.1 %	295,400 円	394,000 円
6 級	課長	28 人	8.9 %	323,100 円	411,300 円
7 級	課長	4 人	1.3 %	365,500 円	446,200 円

(注)1 志布志市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較(行政職(一))(令和6年4月1日現在)



(2)昇給への勤務成績の反映状況

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	○		○	
□ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和7年度		令和7年度	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

志布志市	鹿児島県	国
1人当たり平均支給額(5年度) 1,575 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,695 千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15% ・管理職加算 制度なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)	○		○	
□ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和7年度		令和7年度	

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

志布志市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	26.3655 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2~45%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2~45%加算)		
1人当たり平均支給額 16,140 千円					

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)		1,209 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		23,250 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)		16.5 %	
手当の種類(手当数)		7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	市税の賦課又は徴収に関する事務に従事した職員	賦課事務、徴収事務、 臨戸徴収事務	(賦課)月額 1,500円 (徴収)月額 3,000円 (臨戸) 300円
防疫手当	防疫作業に従事した職員	感染症予防作業	日額 300円
徴収金徴収手当	市の収入金の徴収に関する事務に従事した職員	市の収入金の徴収事務	日額 300円
保健師手当	保健師の業務に従事した職員	保健師の業務	月額 1,000円
行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	行旅病人又は行旅死亡人の取扱いに関する作業に従事した職員	行旅病人の保護、移送、 行旅死亡人の収容	(保護等)日額 500円 (収容)1回 1,000円
用地交渉手当	用地交渉業務に従事した職員	用地取得等交渉業務	日額 300円
ケースワーカー手当	ケースワーカー業務に従事した職員	ケースワーカーの業務	月額 5,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	42,737 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	151,014 円
支給実績（4年度決算）	50,758 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	66,962 円

(5) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・22歳までの子 10,000円 ・上記以外の扶養親族 6,500円 ・16歳から22歳までの子がいる場合 5,000円加算	同じ		42,573 千円	254,923 円
住居手当	1.家賃を払っている職員 家賃の額に応じて支給 支給限度額:月額27,000円	同じ		21,698 千円	238,432 円
通勤手当	1.交通機関利用者 運賃相当額 最高55,000円 2.交通用具使用者 距離に応じ片道1,200円から最高 24,400円	異なる		15,074 千円	55,418 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の級における最高号給の給料月額 の100分の12を超えない範囲で支給	異なる		14,957 千円	575,261 円

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	市区町村長	831,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 985,000 円 / 391,500 円
	副市長	654,000 円	790,000 円 / 420,000 円
報酬	議長	394,700 円	545,000 円 / 230,000 円
	副議長	310,300 円	475,000 円 / 200,000 円
	議員	288,100 円	442,000 円 / 180,000 円
期末手当	市区町村長	(令和5年度支給割合)	
	副市長	3.40 月分	
	議長	(令和5年度支給割合)	
	副議長 議員	3.40 月分	
退職手当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)
	副市長	831,000 × 在職年数 × 500 / 100	16,620,000
	副市長	654,000 × 在職年数 × 280 / 100	7,324,800
	備考		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

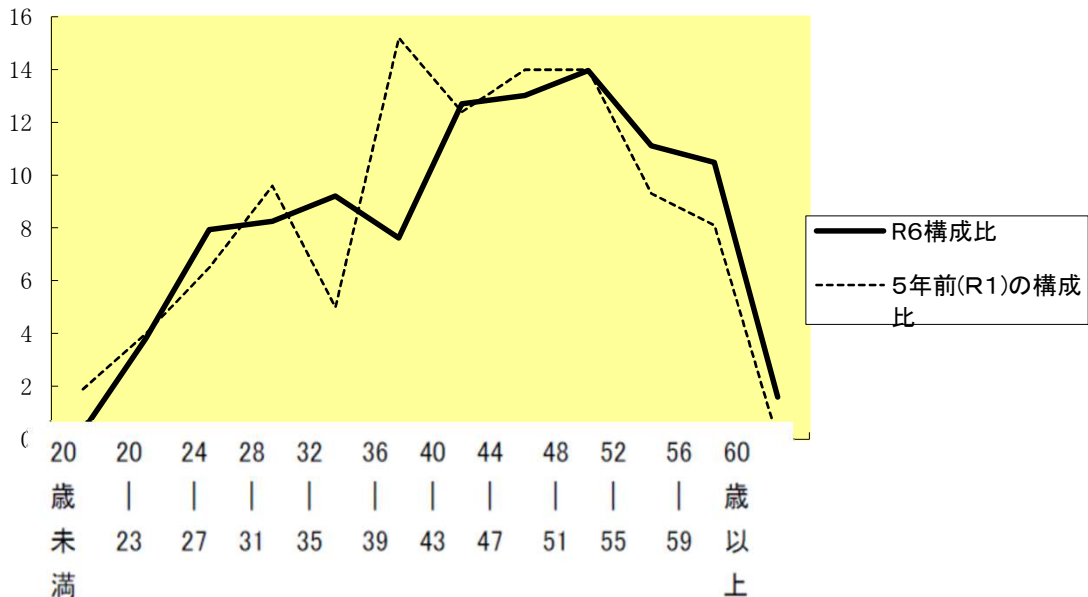
区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和6年	令和5年		
普通会計部門	議会	4	4	0	
	総務	88	86	2	
	税務	24	25	▲1	
	民生	36	34	2	
衛生	21	22	▲1		
農林水産	38	39	▲1		
商工 土木	13 27	13 26	0 1		
	計	251	249	2	<参考> 人口1万当たり職員数 85.98 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 85.28 人)
	教育部門	34	35	▲1	
	小 計	285	284	1	<参考> 人口1万当たり職員数 97.63 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 109.56 人)
公会 営計 企業門 業等	水道	10	10	0	
	下水道	2	2	0	
	その他	18	18	0	
	小 計	30	30	0	
合 計		315 [422]	314 [422]	▲2 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 107.90 人

(注)1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)

(例) a,



区 分	20歳 未満	20歳 ~ 23歳	24歳 ~ 27歳	28歳 ~ 31歳	32歳 ~ 35歳	36歳 ~ 39歳	40歳 ~ 43歳	44歳 ~ 47歳	48歳 ~ 51歳	52歳 ~ 55歳	56歳 ~ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 1	人 12	人 25	人 26	人 29	人 24	人 40	人 41	人 44	人 35	人 33	人 5	人 315

(3)職員数の推移

部門別	年度	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	過去5年間の増減数・率	
一般行政		254	252	252	251	249	251	▲3	▲1.2%
教育		38	39	36	38	35	34	▲4	▲10.5%
消防		-	-	-	-	-	-	-	-
普通会計計		292	291	288	289	284	285	▲7	▲2.4%
公営企業等会計計		30	29	30	29	30	30	0	0.0%
総合計		322	320	318	318	314	315	▲7	▲2.2%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
年度	472,583	268,285	59,357	12.6	11.9

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
5年度	10	38,850	5,173	16,209	60,232	6,023

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円
6,119

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
志布志市	45.2 歳	339,100 円	594,800 円
団体平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円
事業者	— 歳	—	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

志布志市(企業職)		志布志市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(5年度)		1人当たり平均支給額(5年度)	
1,621 千円		1,575 千円	
(5年度支給割合)		(5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

志布志市(企業職)			志布志市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	26.3655 月分	勤続20年	19.6695 月分	26.3655 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.7090 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置 2~45%加算)			(定年前早期退職特例措置 2~45%加算)		
1人当たり平均支給額		0 千円	1人当たり平均支給額		16,140 千円

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額です。

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)	0 %		
手当の種類(手当数)	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
停水処分手当	停水処分に関する業務に従事した職員	停水処分	1件 100円

オ 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	498 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	55 千円
支給実績(4年度決算)	1,369 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	152 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・22歳までの子 10,000円 ・上記以外の扶養親族 6,500円 ・16歳から22歳までの子がいる場合 5,000円加算	同じ		1,728 千円	192,000 円
住居手当	1.家賃を払っている職員 家賃の額に応じて支給 支給限度額:月額27,000円	同じ		982 千円	196,400 円
通勤手当	1.交通機関利用者 運賃相当額 最高55,000円 2.交通用具使用者 距離に応じ片道1,200円から最高24,400円	同じ		211 千円	30,085 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の級における最高号給の給料月額 の100分の12を超えない範囲で支給	同じ		591 千円	590,400 円